宝達志水町産地づくり事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、町の特産品目の産地を将来に残すため、産地づくり事業を実施する場合において、宝達志水町補助金等交付規則（平成17年宝達志水町規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内において宝達志水町産地づくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（補助金の目的）

第２条　補助金は、就農時及び就農後の負担を軽減することで、町独自の希望の持てる農業を目指し、町内における地域振興作物の耕作面積の拡大を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内で事業を実施するものとし、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　はくい農業協同組合の部会（生産組合を含む。）に属する部会員（町内に住所を有する農業者に限る。）

(2)　宝達志水町を対象とする認定農業者、認定新規就農者（個人は、町外に住所を有する農業者も対象とする。法人については、町内に主たる事業所を有する農業者に限る。）及び集落営農組織

(3)　その他町長が認めた団体（３戸以上の農業者で構成された町内の団体に限る。）

２　前項の規定にかかわらず、町税及び公共料金の滞納がある者、申請年度に当該事業と同趣旨の補助金の交付を受けた者については、補助対象者としない。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付対象となる事業は、補助対象者が町の農産物のブランド化に取り組む事業で別表第１に掲げるもの（以下「補助対象事業」という。）とする。

２　補助金の交付対象となる作物は、別表第２に掲げる作物とする。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、別表第１に掲げるとおりとし、予算の範囲内において交付する。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２　補助金の交付は、一の補助対象者につき年１回を限度とする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、宝達志水町産地づくり事業補助金交付申請書（様式第１号）及び宝達志水町産地づくり事業提案書（様式第２号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第７条　規則第４条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了した日から起算して15日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の３月31日のいずれか早い期日までに、宝達志水町産地づくり事業実績報告書（様式第３号）及び宝達志水町産地づくり事業報告書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

２　規則第４条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、本事業の実施年度の翌年度の３月31日までに、当該年度における宝達志水町産地づくり事業報告書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和６年４月１日から施行する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。

附　則（令和７年３月25日告示第31号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第４条、第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 補助金の額 |
| 生産施設整備 | 園芸ハウスの新設及び必要な附帯設備 | 補助対象経費の1／2以内で、上限200万円 |
| 園芸ハウスの張り替え及びハウスの附帯設備 | 補助対象経費の1／2以内で、上限100万円 |
| 農業機械導入 | 農業機械の導入、修繕費及び井戸の掘り直し | 補助対象経費の1／2以内で、上限100万円、下限10万円 |
| スマート農業に係る農業機械の導入費用 | 補助対象経費の1／2以内で、上限200万円 |

備考　水稲栽培に活用できるもの及び農業以外への汎用性のあるもの（トラック、パソコン、エンジンポンプ等）は、対象外とする。トラクターについては水稲栽培に活用できるか内容を精査し、活用できないと判断した場合は補助対象とする。

別表第２（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象作物 | 対象品目 |
| 野菜 | かぶ、かぼちゃ、チンゲンサイ、トマト・ミニトマト、なす、ねぎ、ブロッコリー |
| 果樹 | いちじく、柿、すもも、ぶどう |
| 花き・花木 | 花き・花木 |